

# 四日市港管理組合公報

第930号

平成25年12月27日

金曜日

## 目次

### 条 例

- 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例 (経営企画課) 2
- 消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例 ( 同 ) 8

### 規 則

- 四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則 ( 同 ) 16

### 訓 令

- 四日市港管理組合安全運転管理規程の一部を改正する訓令 ( 同 ) 16

### 公 告

- 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間 ( 同 ) 23
- 平成25年度四日市港管理組合一般会計等補正予算の公表 ( 同 ) 24

---

## 条 例

---

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第11号

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和41年四日市港管理組合条例第11号）の一部を  
次のように改正する。

第3条第1項中「給料の日額」を「退職の日におけるその者の給料の日額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「傷病とする。」の次に「以下この項、」を加え、「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改め、「によらず」の次に「、かつ、第8条の3第8項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第5項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が管理者の承認を得たもの
- (3) 第8条の3第8項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条の3第8項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が管理者の承認を得たもの
- (6) 25年以上勤続し、第8条の3第8項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)」に改め、「(勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が管理者の承認を得たものを除く。)」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」に改める。

第5条の5を次のように改める。

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」に改める。

第6条の4第5項第1号中「自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤

務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第8項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集の期間
- (4) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (5) 第6項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (6) 第9項の規定による通知の予定時期
- (7) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

4 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

5 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

6 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第13項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者
- (2) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日

が到来するまでに定年に達する者

- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠つた場合における処分で規則で定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日ににおいて受けている者又は募集の期間中に受けた者

7 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

8 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。

- (1) 応募が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第6項第4号の規則で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対する認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

10 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

11 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条

において「認定応募者」という。)が第13項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

12 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

13 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第10項若しくは前項の規定により通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び第6項第4号の規則で定める処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第6項の規定により応募の取下げを行つたとき。

14 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項及び認定応募者の数を公表しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成25年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第12号

消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例

(四日市港管理組合行政財産等の目的外使用に関する条例の一部改正)

第1条 四日市港管理組合行政財産等の目的外使用に関する条例（昭和52年四日市港管理組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

「 「  
 第5条第1項第1号イ及び第2号の算式中  $\frac{105}{100}$  を  $\frac{108}{100}$  に改める。  
 」 」

(四日市港ポートビル条例の一部改正)

第2条 四日市港ポートビル条例（平成11年四日市港管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表事務室の項中「2,121」を「2,181」に改め、同表駐車場の項中「6,090」を「6,264」に改める。

「 「  
 別表第1の2の表中  
 を  
 」 」

3,780	5,040	5,040
7,875	10,500	10,500
5,250	7,000	7,000
2,625	3,500	3,500
1,575	2,100	2,100
3,880	5,180	5,180
8,100	10,800	10,800
5,400	7,200	7,200
2,700	3,600	3,600
1,620	2,160	2,160

に改め、同表備考第2号中「1円未満」を「10円未満」に改める。

(四日市港管理組合港湾施設条例の一部改正)

第3条 四日市港管理組合港湾施設条例（昭和41年四日市港管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

港湾施設の 名 称	使 用 料 の 領		
	単 位	外航船舶	内航船舶
岸 壁 、 さ ん 橋	けい留2時間未満の船舶 総トン数1トンまでごとに けい留2時間以上12時間までの船舶 総トン数1トンまでごとに けい留12時間を超え24時間までの船舶 総トン数1トンまでごとに けい留24時間を超え36時間までの船舶 総トン数1トンまでごとに けい留36時間を超え48時間までの船舶 総トン数1トンまでごとに けい留48時間を超える船舶 総トン数1トンまでごとに 泡消火施設を必要とする船舶が7号岸壁に着岸する場合、1回につき	5円95銭 8円93銭 11円90銭 23円45銭 23円80銭 23円80銭 25円70銭 1,000円	6円42銭 9円64銭 12円85銭 25円31銭 25円70銭 25円70銭 にけい留時間が48時間を超える24時間までごとに11円90銭を加えた額 にけい留時間が48時間を超える24時間までごとに12円85銭を加えた額
	ただし、主として港内を航行する汽艇及びはしけは、使用料を徴収しない。		
荷 役 機 械	第3埠頭機械式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 5,769,630円 バケットエレベーター式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 2,342,970円 バケットエレベーター式連続アンローダー2号機 専用使用 1月までごとに 1,540,980円 走行起伏シャトル式シップローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 911,790円 コンテナクレーン（附属設備を含む。） 一般使用 1基30分までごとに 37,800円 グラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 7,107,210円		

荷さばき地 及 び 附 屬 施 設	荷さばき地	一般使用	
		特級 1日1平方メートルまでごとに	9円79銭
		1級 1日1平方メートルまでごとに	8円86銭
		2級 1日1平方メートルまでごとに	7円43銭
		3級 1日1平方メートルまでごとに	5円87銭
	光ファイバー 通信線	一般使用 1月1回線につき	12,241円
上 屋	一般使用 基本料金 特 級 1日1平方メートルまでごとに 1 級 1日1平方メートルまでごとに 2 級 1日1平方メートルまでごとに 鉄鋼上屋 1日1平方メートルまでごとに ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1日1平方 メートルまでごとに2円91銭を加算する。 滞貨料 搬入の日から起算して31日を超えて蔵置された貨物 32日目以後 1日1トンまでごとに	22円95銭 22円62銭 17円86銭 22円62銭 3円24銭	
	専用使用 1 級 1月1平方メートルまでごとに 2 級 1月1平方メートルまでごとに ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1月1平方 メートルまでごとに87円48銭を加算する。	456円68銭 390円59銭	
モーター プ ル	1日1平方メートルまでごとに	7円80銭	
くん蒸庫 及 び 附 屬 施 設	くん蒸庫 1日までごとに 雨天荷役施設 1日1平方メートルまでごとに 荷さばき地 1日1平方メートルまでごとに 待 機 室 1日までごとに (くん蒸を実施する場合は、くん蒸庫使用料のみとする。)	68,040円 12円79銭 7円43銭 1,109円58銭	
野 積 場	1級 1月1平方メートルまでごとに 2級 1月1平方メートルまでごとに	135円 102円60銭	
石 炭 等 保 管 用 地	1月1平方メートルまでごとに	135円	
給 水 栓	1年1基につき	24,840円	

施設用地	単位	使用期間	
		1月以上	1月未満
工作物等の用地に使用する場合			
基本料金			
1級地	1月 1平方メートルまでごとに	125円	135円
2級地	1月 1平方メートルまでごとに	95円	102円60銭
3級地	1月 1平方メートルまでごとに	90円	97円20銭
特定料金	上空使用については、基本料金の電柱類を設置する場合	5割	5割
	1年1本につき	1,800円	1,944円
	他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合		
	共架柱類1年1本につき	1,260円	1,360円80銭
管線類を埋架設する場合			
外口径20センチメートル未満			
1年1メートルまでごとに	180円	194円40銭	
外口径20センチメートル以上50センチメートル未満			
1年1メートルまでごとに	285円	307円80銭	
外口径50センチメートル以上1メートル未満			
1年1メートルまでごとに	570円	615円60銭	
外口径1メートル以上			
1年1平方メートルまでごとに	1,140円	1,231円20銭	
ひき船	1 重量トン2万5千トン以上の油槽船に対し作業する場合		
	単位	外航船舶	内航船舶
重量トン3万5千トン未満の船舶	1回につき	260,400円	281,232円
重量トン3万5千トン以上5万トン未満の船舶	1回につき	340,300円	367,524円
重量トン5万トン以上15万トン未満の船舶	1回につき	426,700円	460,836円
重量トン15万トン以上の船舶	1回につき	499,300円	539,244円

2 重量トン2万5千トン未満の油槽船及びその他の船舶に対し作業する場合

(1) 基本料金

イ 使用時間が1時間以内の場合

単位	外航船舶			内航船舶		
	執務時間内	執務時間外	深夜	執務時間内	執務時間外	深夜
重量トン5千トン未満の船舶	51,300円	76,950円	102,600円	55,404円	83,106円	110,808円
重量トン5千トン以上 1万2千トン未満の船舶	64,000円	96,000円	128,000円	69,120円	103,680円	138,240円
重量トン1万2千トン以上 1万8千トン未満の船舶	79,600円	119,400円	159,200円	85,968円	128,952円	171,936円
重量トン1万8千トン以上 2万5千トン未満の船舶	92,600円	138,900円	185,200円	100,008円	150,012円	200,016円
重量トン2万5千トン以上の船舶	105,800円	158,700円	211,600円	114,264円	171,396円	228,528円

ロ 使用時間が1時間を超える場合

使用時間が1時間を超える場合には、その超える時間30分までごとに上記の金額の5割を加算する。ただし、休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月31日をいう。）に使用する場合にあつては、執務時間内であつても執務時間外料金と同額とする。

(2) 割増料金

故障船舶のけい離作業、船舶のけい離作業以外の作業又は港湾区域外において作業する場合は、それぞれ上記の基本料金にその5割を加算する。

3 使用取消しの場合（ひき船の出動後取消しのあつたとき）

区分	外航船舶	内航船舶
シーバースの場合	61,000円	65,880円
その他	30,700円	33,156円

管理事務所

第3埠頭附属事務所

1月1平方メートルまでごとに 1,179円14銭

上屋附属事務所

霞1号上屋

1月1平方メートルまでごとに 767円01銭

その他上屋

1月1平方メートルまでごとに 658円69銭

埠頭ビル内事務所

1月1平方メートルまでごとに 1,064円66銭

霞27附属事務所

1月1平方メートルまでごとに 1,184円17銭

## 備考

- 1 上屋、荷さばき地及び野積場の級別は、別に定める。
- 2 港湾施設の使用区分及び期間
  - (1) 一般使用とは、隨時一般の者の使用に供することをいう。
  - (2) 専用使用とは、期間を定め、特定の者の使用に供することをいう。
  - (3) 専用使用期間とは、1月以上1年以内をいう。
- 3 施設用地の級別は、次のとおりとする。
  - 1級地 千歳町（臨港道路千歳6号幹線西側溝端を南北に延長した線の東側の地域）、霞二丁目、霞一丁目（臨港道路霞1号幹線南端を東西に延長した線の北側の地域）
  - 2級地 千歳町（1級地を除く地域）、末広町、大浜町、東邦町（臨港道路東邦1号支線と隣接民間所有地との境界線を北に延長した線の東側の地域を除く地域）、大協町一丁目65番、霞一丁目（1級地を除く地域）、浜園町、富双一丁目、富双二丁目
  - 3級地 1級地及び2級地以外の地域
- 4 年額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、1年に満たない場合における当該使用料の額は月額計算とする。
- 5 月額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、15日に満たない場合は、規定料金の5割とする。
- 6 使用料の計算は1件ごとに行い、使用料の確定額に円位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 7 1件の使用料が500円未満のものは500円とする。
- 8 ひき船の使用料については、ひき船一隻についての額とする。
- 9 執務時間内とは、午前8時30分から午後5時15分まで、深夜とは、午後10時15分から午前4時45分までをいい、その他の時間を執務時間外という。
- 10 第5条第1項第1号に定める物揚場は管理者の指定したものに限る。この使用料

については、別表岸壁、さん橋の項を適用する。

11 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。

12 特別の事情その他によつて、この表によることが困難なときは、その都度管理者が定める。

（四日市港管理組合入港料条例の一部改正）

第4条 四日市港管理組合入港料条例（昭和52年四日市港管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「12銭」を「20銭」に改める。

（四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部改正）

第5条 四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例（平成12年四日市港管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">26円25銭</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">210円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">336円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">420円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">346円50銭</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">346円50銭</td></tr> </table>	26円25銭	210円	336円	420円	346円50銭	346円50銭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">27円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">216円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">345円60銭</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">432円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">356円40銭</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">356円40銭</td></tr> </table>	27円	216円	345円60銭	432円	356円40銭	356円40銭	に改める。 を
26円25銭															
210円															
336円															
420円															
346円50銭															
346円50銭															
27円															
216円															
345円60銭															
432円															
356円40銭															
356円40銭															
」	」	」	」												

別表第2中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">210円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">210円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">210円</td></tr> </table>	210円	210円	210円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">216円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">216円</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">216円</td></tr> </table>	216円	216円	216円	に改める。 を
210円									
210円									
210円									
216円									
216円									
216円									
」	」	」	」						

(四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第6条 四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例(平成12年四日市港管理組合条例第2号)

の一部を次のように改正する。

「	」	「	」
別表第1中	を	に改める。	
131円25銭 99円75銭 94円50銭  5割  1,890円  1,323円  189円  299円25銭  598円50銭  1,197円	135円 102円60銭 97円20銭  5割  1,944円  1,360円80銭  194円40銭  307円80銭  615円60銭  1,231円20銭		

「	」	「	」
別表第2中	を	に改める。	
210円 210円 210円	216円 216円 216円		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

規則

---

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第4号

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港ポートビル条例施行規則（平成11年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

区分	設備名	使用料の単位	使用料（円）
特別会議室	音響装置	一式	540
	会議システム	一式	860
大会議室	音響装置	一式	1,400
	映像装置	一式	2,160
その他	移動式音響装置	一式	105
	移動式映像装置	一式	640

備考 附帯設備の使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの各時間帯における使用料とする。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

---

訓令

---

四日市港管理組合訓令第4号

序中一般

四日市港管理組合安全運転管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合安全運転管理規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合安全運転管理規程（昭和49年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この規程において使用する用語の意義は、次の各号に掲げる」を「この規程で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条第1号中「自動車」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車」に改め、「及び」の次に「同条第3項に規定する」を加え、同条第3号中「職員のうち、運転免許証の交付を受けている者」を「組合有車両を運転する者」に改める。

第4条を次のように改める。

（安全運転管理者の選任）

第4条 経営企画課長は、安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者をいう。以下同じ。）を選任するものとする。

第5条を削る。

第6条中「経営企画部長」を「経営企画課長」に改め、同条第2号中「から」の次に「道路交通法第74条の3第6項の規定による」を加え、「(補助者を除く。)」を削り、同条第3号中「(補助者)」を削り、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（組合有車両の管理）

第9条 組合有車両を所管する課長（以下「課長」という。）は、その所管に属する組合有車両の適正かつ効率的な供用その他良好な管理をしなければならない。

第10条を次のように改める。

## (仕業点検)

第10条 組合有車両を運行する者は、日常的に点検すべき事項について、別表第1又は別表第2に定める基準により当該組合有車両を点検しなければならない。

2 組合有車両を運行する者は、前項の規定による点検の結果、同項の基準に適合しない箇所があつた場合には、自動車仕業点検不適合箇所報告書（第1号様式）又は原動機付自転車仕業点検不適合箇所報告書（第2号様式）に記載の上、当該課長に提出しなければならない。

第11条の見出し中「業務」を「義務」に改め、同条中「第19条に定める運転者服務規程」を「別に定める運転者の服務に係る規定」に改め、「及び安全運転管理者」を削る。

第12条を次のように改める。

## (使用手続)

第12条 組合有車両を使用しようとする者は、組合有車両使用伺・運転報告簿（第3号様式）により、課長の承認を得なければならない。ただし、自動車運行の委託業務に使用している車両については、この限りでない。

第13条を次のように改める。

## (運転報告)

第13条 組合有車両を運転した者は、当該組合有車両を運行の用に供した後、遅滞なく組合有車両使用伺・運転報告簿（第3号様式）を、当該課長に提出しなければならない。ただし、自動車運行の委託業務に使用している車両については、この限りでない。

第14条から第16条までを削り、第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

第3章を削る。

別表第1中「第15条関係」を「第10条関係」に改め、同表ブレーキの項を次のように改める。

ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏み代が適當で、ブレーキの効きが十分であること。 ブレーキのリザーバ・タンク内の液量が適當であること。 駐車ブレーキ・レバーの引き代（踏み代）が適當であること。 ◎ 空気圧力の上がり具合が適當であること。 ◎ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排出音が正常であること。
------	---

「タイヤの空気圧が適當  
別表第1 タイヤの項中「タイヤの空気圧が適當であること。」を  
ホイールの取付けの状

であること。  
「原動機のかか  
に、「異常」を「異状」に改め、同表原動機の項中  
態に異状がないこと。」  
低速及び加速

り具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。  
を、「原動機の掛かり具合が不良でなく、  
の状態が適當であること。」

かつ、異音がないこと。」に改め、同表ウインド・ウォッシャ及びワイパーの項中「ウイン  
ド・ウォッシャの液量」を「ウインド・ウォッシャ液の量」に改め、同表エア・タンクの  
項中「エア・タンク」を「エア・タンク内」に改め、同表「前回の運行において異常が認  
められた箇所」の項中「異常」を「異状」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

#### 原動機付自転車仕業点検基準

点検箇所	点検内容
ハンドル	異状に、振れたり、取られたり、又は重かつたりしないこと。
ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏み代又はブレーキ・レバーの引き代が適當で、ブレーキの効きが十分であること。
タイヤ	タイヤの空気圧が適當であること。 ホイールの取付けの状態に異状がないこと。 亀裂及び損傷がないこと。 異状な摩耗がないこと。 溝の深さが十分であること。
原動機	原動機の掛かり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 低速及び加速の状態が適當であること。 エンジン・オイルの量が適當であること。
灯火装置及び 方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
前回の運行において 異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第10条関係）

自動車仕業点検不適合箇所報告書

年　月　日

課長　宛て

点検者所属名

点検者氏名

仕業点検を実施したところ、下記のとおり不適合箇所がありましたので報告します。

記

- 1 不適合のあつた車両の登録（車両）番号
- 2 不適合内容（該当箇所に○印を付けること。）

箇 所	不 適 合 内 容
ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏み代が適当でない、又はブレーキの効きが十分でない。
	ブレーキのリザーバ・タンク内の液量が適当でない。
	駐車ブレーキ・レバーの引き代（踏み代）が適当でない。
	空気圧力の上がり具合が適当でない。
	ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排出音に異状がある。
タイヤ	タイヤの空気圧が適当でない。
	ホイールの取付けの状態に異状がある。
	亀裂又は損傷がある。
	異状な摩耗がある。
	溝の深さが十分でない。
バッテリ	液量が適当でない。
原動機	冷却水の量が適当でない。
	ファン・ベルトの張り具合が適当でない、又はファン・ベルトに損傷がある。
	エンジン・オイルの量が適当でない。
	原動機の掛けり具合が不良である、又は異音がある。
灯火装置及び方向指示器	点灯若しくは点滅具合が不良である、又は汚れ若しくは損傷がある。
ウインド・ウォッシャ及びワイパー	ウインド・ウォッシャ液の量が適当でない、又は噴射状態が不良である。
	ワイパーの払拭状態が不良である。
エア・タンク	エア・タンク内に凝水がある。
前回の運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がある。
その他	（車両に異状と思われる箇所があれば記載すること。）

## 第2号様式（第10条関係）

## 原動機付自転車仕業点検不適合箇所報告書

年　月　日

課長 宛て

点検者所属名

点検者氏名

仕業点検を実施したところ、下記のとおり不適合箇所がありましたので報告します。

記

- 1 不適合のあつた車両の登録（車両）番号
- 2 不適合内容（該当箇所に○印を付けること。）

箇 所	不 適 合 内 容
ハンドル	異状に、振れたり、取られたり、又は重かつたりする。
ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏み代又はブレーキ・レバーの引き代が適当でない。 ブレーキの効きが十分でない。
タイヤ	タイヤの空気圧が適当でない。 ホイールの取付けの状態に異状がある。 亀裂又は損傷がある。 異状な摩耗がある。 溝の深さが十分でない。
原動機	原動機の掛かり具合が不良である、又は異音がある。 低速又は加速の状態が適当でない。 エンジン・オイルの量が適当でない。
灯火装置及び 方向指示器	点灯若しくは点滅具合が不良である、又は汚れ若しくは損傷がある。
前回の運行において 異状が認められた箇所	当該箇所に異状がある。
その他	(車両に異状と思われる箇所があれば記載すること。)

第三号様式(第13条關係)

總報告書告白

卷三

- (1) 組合有車両を運転する者には、○印をつけること。  
(2) 主として組合有車両を使用しようとする者が所属している課所等の職員以外の者を同乗させときは、その者の氏名を同乗者氏名欄に記入すること。  
(3) 他の課所等に組合有車両を貸すときには、使用信箇の摘要欄に、その課所等の長の押印を受けること。

- (4) 修理をしたときは、運転報告簿の摘要欄に、業者名、修理箇所、修繕料等を記入すること。

(5) 組合有車両を運行中異状が認められたときには、運転報告簿の摘要欄に当該異状の状態を記入すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前に改正前の四日市港管理組合安全運転管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

---

---

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事及び測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成25年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

## 1 受付期間、場所等

建設工事及び測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、次のとおりとし、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受付期間	受付場所
平成26年1月7日(火)から 平成26年2月7日(金)まで	〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、平成26年6月1日から平成30年5月31日までとなります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合経営企画課総務担当

電話 059-366-7009

---

平成25年度四日市港管理組合一般会計等補正予算が平成25年12月26日に成立しましたので、次のとおり公表します。

平成25年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

平成25年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第1号）

平成25年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,706千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,240,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,465,640	千円 △34,792	千円 3,430,848
	1 負担金	3,465,640	△34,792	3,430,848
4 財産収入		77	1,160	1,237
	2 財産売払収入	35	1,160	1,195
5 繰入金		35,000	16,926	51,926
	1 基金繰入金	35,000	16,926	51,926
歳 入 合 計		6,257,303	△16,706	6,240,597

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 20,428	千円 △76	千円 20,352
	1 議会費	20,428	△76	20,352
2 総務費		670,496	364	670,860
	1 総務費	659,877	1,396	661,273
	3 監査委員費	9,709	△1,032	8,677
3 港湾管理費		578,383	1,076	579,459
	1 港湾管理費	578,383	1,076	579,459
4 港湾建設費		2,376,908	255	2,377,163
	1 港湾建設費	2,376,908	255	2,377,163
5 公債費		2,610,088	△18,325	2,591,763
	1 公債費	2,610,088	△18,325	2,591,763
歳 出 合 計		6,257,303	△16,706	6,240,597

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成25年度～平成28年度	千円 159,902

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
行政事務用機器 賃借に係る契約	平成26年度～ 平成31年度	千円 9,708	平成25年度～ 平成31年度	千円 11,158

## 平成25年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ574,454千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,563,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 506,636	千円 △5,988	千円 500,648
	1 基金繰入金	506,636	△5,988	500,648
4 繰越金		20,000	49,534	69,534
	1 繰越金	20,000	49,534	69,534
6 組合債		2,555,000	△618,000	1,937,000
	1 組合債	2,555,000	△618,000	1,937,000
歳 入	合 計	5,137,972	△574,454	4,563,518

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理費		千円 655,415	千円 39,842	千円 695,257
	1 施設管理総務費	313,321	39,280	352,601
	2 施設管理費	205,347	562	205,909
	3 ひき船事業費	136,747	0	136,747
2 建設事業費		2,606,482	△614,296	1,992,186
	1 建設事業費	2,606,482	△614,296	1,992,186
3 公債費		1,876,075	0	1,876,075
	1 公債費	1,876,075	0	1,876,075
歳 出	合 計	5,137,972	△574,454	4,563,518

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 建設事業費	1 建設事業費	霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	千円 735,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成25年度～平成26年度	千円 283
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成25年度～平成28年度	71,379

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	千円 2,000,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 1,382,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。

購 読 料

年間 3,120円

(月額 260円)

平成25年12月27日発行

四日市市霞2丁目1番地の1

(電話 代表 059(366)7006)

四 日 市 港 管 理 組 合